

平成 2 4 年 1 2 月 4 日

第 4 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 4 回 定 例 会)

廿 日 市 市



第4回廿日市市議会議案説明書目次

報告第16号	専決処分事項の報告について	1
報告第17号	専決処分事項の報告について	3
議案第69号	廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例	5
議案第70号	廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事 業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型 介護予防サービスに係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準を定める条例	17
議案第71号	廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指 定に関する基準を定める条例	23
議案第72号	廿日市市道路の構造に関する技術的基準等を定 める条例	25
議案第73号	廿日市市高齢者、障害者等の移動等円滑化のた めに必要な道路の構造に関する基準を定める条 例	29
議案第74号	廿日市市都市公園及び公園施設の設置の基準に 関する条例	31
議案第75号	廿日市市高齢者、障害者等の移動等円滑化のた めに必要な特定公園施設の設置の基準に関する 条例	33
議案第76号	廿日市市風致地区内における建築等の規制に関 する条例	39
議案第77号	廿日市市水道事業における布設工事監督者等に 関する条例	43
議案第78号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例	45
議案第79号	廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並び	47

に生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改
正する条例

議案第 8 0 号	廿日市市下水道条例の一部を改正する条例	4 9
議案第 8 1 号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	5 3
議案第 8 2 号	廿日市市市営住宅設置及び管理条例の一部を改 正する条例	5 7
議案第 8 5 号	工事請負契約の締結について	6 1
議案第 8 6 号	工事請負契約の締結について	6 3
議案第 8 7 号	工事請負契約の締結について	6 5
議案第 8 8 号	工事請負契約の締結について	6 7
議案第 8 9 号	市町村建設計画（廿日市市・佐伯町・吉和村合 併建設計画）の変更について	6 9
議案第 9 0 号	新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更に ついて	7 1
議案第 9 1 号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区 域内の住居表示の方法について	7 3
議案第 9 2 号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	7 5
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	7 7

(報告第16号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(地域包括支援センター)

1 専決処分した理由

平成24年10月31日地域包括支援センターの嘱託員が、介護予防支援業務のため利用者宅を訪問した後、帰庁するため公用車を発進させようとした際に、利用者宅に駐車してあった小型乗用自動車と接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 55,545円

3 専決処分年月日

平成24年11月9日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する簡易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

民法

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

(報告第 17 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

平成 24 年 10 月 2 日 が所有する軽貨物自動車を同人が運転して、廿日市市河津原地内の市道廿日市津和野線を永原方面へ進行中、左側道路法面から枯れた木が折れて落下し、走行中の同車に当たったため、同車が損傷し、同乗していた が診療を受けた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 291,048 円

3 専決処分年月日

平成 24 年 11 月 14 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 4 号 1 件 50 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を

決定すること。

5 参照法令

国家賠償法

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

(議案第 69 号)

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(高 齢 介 護 課)

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 指定地域密着型サービスの一般原則について定める。

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ア 基本方針等

(ア) 基本方針について定める。

(イ) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護におけるサービスについて定める。

イ 人員に関する基準

(ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数について定める。

(イ) 管理者の設置について定める。

ウ 設備に関する基準

事業の運営を行うために必要な設備及び備品等について定める。

エ 運営に関する基準

(ア) サービス内容及び手続の説明及び同意について定める。

(イ) サービスの提供拒否の禁止について定める。

(ウ) サービス提供困難時の対応について定める。

(エ) 利用申込者の受給資格等の確認について定める。

(オ) 利用申込者の要介護認定の申請に係る援助について定める。

- (カ) 利用者の心身の状況等の把握について定める。
- (キ) 指定居宅介護支援事業者等との連携について定める。
- (ク) 利用申込者が、法定代理受領サービスの提供を受けるための援助について定める。
- (ケ) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供について定める。
- (コ) 居宅サービス計画等の変更の援助について定める。
- (サ) 従業者が身分を証する書類を携行することについて定める。
- (シ) サービスの提供の記録について定める。
- (ス) 利用料等の受領について定める。
- (セ) 保険給付の請求のための証明書の交付について定める。
- (ソ) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針について定める。
- (タ) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針について定める。
- (チ) 主治の医師との関係について定める。
- (ツ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成について定める。
- (テ) 従業者の同居家族に対するサービス提供の禁止について定める。
- (ト) 利用者に関する市への通知について定める。
- (ナ) 緊急時等の対応について定める。
- (ニ) 管理者等の責務について定める。
- (ヌ) 運営規程を定めることについて定める。
- (ネ) 勤務体制の確保等について定める。
- (ノ) 衛生管理等について定める。
- (ハ) 運営規程の概要等の掲示について定める。
- (ヒ) 秘密保持等について定める。
- (フ) 広告について定める。
- (ヘ) 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止について定める。

- (ホ) 苦情処理について定める。
- (マ) 地域との連携等について定める。
- (ミ) 事故発生時の対応について定める。
- (ム) 会計の区分について定める。
- (メ) 記録の整備について定める。

オ 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例

- (ア) 適用除外について定める。
- (イ) 指定訪問看護事業者との連携について定める。

(3) 夜間対応型訪問介護

ア 基本方針等

- (ア) 基本方針について定める。
- (イ) 指定夜間対応型訪問介護におけるサービスについて定める。

イ 人員に関する基準

- (ア) 訪問介護員等の員数について定める。
- (イ) 管理者の設置について定める。

ウ 設備に関する基準

事業の運営を行うために必要な設備及び備品等について定める。

エ 運営に関する基準

- (ア) 指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針について定める。
- (イ) 指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針について定める。
- (ウ) 夜間対応型訪問介護計画の作成について定める。
- (エ) 緊急時等の対応について定める。
- (オ) 管理者等の責務について定める。
- (カ) 運営規程を定めることについて定める。
- (キ) 勤務体制の確保等について定める。
- (ク) 地域との連携等について定める。
- (ケ) 記録の整備について定める。
- (コ) 準用

(2)のエの(ア)から(セ)まで、(テ)、(ト)、(リ)から(ホ)まで、(ニ)及び(ハ)は、夜間対応型訪問介護の事業に準用する。

(4) 認知症対応型通所介護

ア 基本方針について定める。

イ 人員及び設備に関する基準

(ア) 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護

a 従業者の員数について定める。

b 管理者の設置について定める。

c 事業の運営を行うために必要な設備及び備品等について定める。

(イ) 共用型指定認知症対応型通所介護

a 従業者の員数について定める。

b 利用定員等について定める。

c 管理者の設置について定める。

ウ 運営に関する基準

(ア) 利用者の心身の状況等の把握について定める。

(イ) 利用料等の受領について定める。

(ウ) 指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針について定める。

(エ) 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針について定める。

(オ) 認知症対応型通所介護計画の作成について定める。

(カ) 管理者の責務について定める。

(キ) 運営規程を定めることについて定める。

(ク) 勤務体制の確保等について定める。

(ケ) 利用定員の遵守について定める。

(コ) 非常災害対策について定める。

(サ) 衛生管理等について定める。

(シ) 地域との連携等について定める。

(ス) 記録の整備について定める。

(七) 準用

(2)のエの(ア)から(オ)まで、(キ)から(コ)まで、(シ)、(セ)、(ト)、
(ハ)から(ホ)まで、(ミ)及び(ム)並びに(3)のエの(エ)の規定は、認
知症対応型通所介護の事業に準用する。

(5) 小規模多機能型居宅介護

ア 基本方針について定める。

イ 人員に関する基準

(ア) 従業者の員数等について定める。

(イ) 管理者の設置について定める。

(ウ) 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者について定める。

ウ 設備に関する基準

(ア) 登録定員及び利用定員について定める。

(イ) 事業の運営を行うために必要な設備及び備品等について定める。

エ 運営に関する基準

(ア) 利用者の心身の状況等の把握について定める。

(イ) 居宅サービス事業者等との連携について定める。

(ウ) 従業者が身分を証する書類を携行することについて定める。

(エ) 利用料等の受領について定める。

(オ) 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針について定める。

(カ) 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針について定める。

(キ) 居宅サービス計画の作成について定める。

(ク) 法定代理受領サービスに係る報告について定める。

(ケ) 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付について定め
る。

(コ) 小規模多機能型居宅介護計画の作成について定める。

(サ) 利用者への介護等について定める。

(シ) 利用者への社会生活上の便宜の提供等について定める。

(ス) 緊急時等の対応について定める。

(セ) 運営規程を定めることについて定める。

- (ソ) 利用定員の遵守について定める。
- (タ) 非常災害対策について定める。
- (チ) 協力医療機関等について定める。
- (ツ) 市が行う調査への協力等について定める。
- (テ) 地域との連携等について定める。
- (ト) 居住機能を担う併施設等への入居について定める。
- (ナ) 記録の整備について定める。
- (ニ) 準用

(2)のエの(ア)から(オ)まで、(シ)、(セ)、(ト)、(ハ)から(ホ)まで、
(ミ)及び(ム)並びに(4)のウの(カ)、(ク)及び(サ)は、指定小規模多
機能型居宅介護の事業について準用する。

(6) 認知症対応型共同生活介護

ア 基本方針について定める。

イ 人員に関する基準

- (ア) 従業者の員数について定める。
- (イ) 管理者の設置について定める。
- (ウ) 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者について定める。

ウ 設備に関する基準について定める。

エ 運営に関する基準

- (ア) 利用者の入退去について定める。
- (イ) サービスの提供の記録について定める。
- (ウ) 利用料等の受領について定める。
- (エ) 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針について定める。
- (オ) 認知症対応型共同生活介護計画の作成について定める。
- (カ) 利用者への介護等について定める。
- (キ) 利用者への社会生活上の便宜の提供等について定める。
- (ク) 管理者による管理について定める。
- (ケ) 運営規程を定めることについて定める。
- (コ) 勤務体制の確保等について定める。

- (サ) 利用定員の遵守について定める。
- (シ) 協力医療機関等について定める。
- (ス) 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止について定める。
- (セ) 記録の整備について定める。
- (ソ) 準用

(2)のエの(ア)、(イ)、(エ)、(オ)、(セ)、(ト)、(ハ)から(ク)まで、
(ホ)、(ミ)及び(ム)、(4)のウの(カ)及び(キ)並びに(5)のエの(ス)、
(タ)、(ツ)及び(テ)は、指定認知症対応型共同生活介護の事業につ
いて準用する。

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

ア 基本方針について定める。

イ 人員に関する基準

(ア) 従業者の員数について定める。

(イ) 管理者の設置について定める。

ウ 設備に関する基準について定める。

エ 運営に関する基準

(ア) サービス内容及び手続の説明並びに契約の締結等について定め
る。

(イ) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等につい
て定める。

(ウ) 法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意について定
める。

(エ) サービスの提供の記録について定める。

(オ) 利用料等の受領について定める。

(カ) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針について定
める。

(キ) 地域密着型特定施設サービス計画の作成について定める。

(ク) 利用者の介護について定める。

(ケ) 利用者の機能訓練について定める。

- (コ) 利用者の健康管理について定める。
- (サ) 利用者の相談及び援助について定める。
- (シ) 利用者の家族との連携等について定める。
- (ス) 運営規程を定めることについて定める。
- (セ) 勤務体制の確保等について定める。
- (ソ) 協力医療機関等について定める。
- (タ) 記録の整備について定める。
- (チ) 準用

(2)のエの(エ)、(オ)、(セ)、(ト)、(ハ)から(ホ)まで、(ミ)及び(ム)、
(4)のウの(カ)、(コ)及び(サ)並びに(5)のエの(ス)及び(テ)は、指定
地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ア 基本方針について定める。
- イ 人員に関する基準について定める。
- ウ 設備に関する基準について定める。
- エ 運営に関する基準
 - (ア) サービス提供困難時の対応について定める。
 - (イ) 利用者の入退所について定める。
 - (ウ) サービスの提供の記録について定める。
 - (エ) 利用料等の受領について定める。
 - (オ) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針に
ついて定める。
 - (カ) 地域密着型施設サービス計画の作成について定める。
 - (キ) 入所者の介護について定める。
 - (ク) 入所者の食事について定める。
 - (ケ) 入所者の相談及び援助について定める。
 - (コ) 入所者への社会生活上の便宜の提供等について定める。
 - (サ) 入所者の機能訓練について定める。
 - (シ) 入所者の健康管理について定める。

- (ス) 入所者の入院期間中の取扱いについて定める。
- (セ) 管理者による管理について定める。
- (ソ) 計画担当介護支援専門員の責務について定める。
- (タ) 運営規程を定めることについて定める。
- (チ) 勤務体制の確保等について定める。
- (ツ) 入所定員の遵守について定める。
- (テ) 衛生管理等について定める。
- (ト) 協力病院等について定める。
- (ナ) 秘密保持等について定める。
- (ニ) 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止について定める。
- (ヌ) 事故発生の防止及び発生時の対応について定める。
- (ネ) 記録の整備について定める。
- (ノ) 準用

(2)のエの(ア)、(イ)、(エ)、(オ)、(セ)、(ト)、(ハ)、(フ)、(ホ)及び
(ム)、(4)のウの(カ)及び(コ)並びに(5)のエの(テ)は、指定地域密
着型介護老人福祉施設について準用する。

オ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設
備及び運営に関する基準

(ア) 趣旨及び基本方針

- a 趣旨について定める。
- b 基本方針について定める。

(イ) 設備に関する基準について定める。

(ウ) 運営に関する基準

- a 利用料等の受領について定める。
- b 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針
について定める。
- c 入居者の介護について定める。
- d 入居者の食事について定める。
- e 入所者の社会生活上の便宜の提供等について定める。

f 運営規程を定めることについて定める。

g 勤務体制の確保等について定める。

h 入居定員の遵守について定める。

i 準用

(2)のエの(ア)、(イ)、(エ)、(オ)、(セ)、(ト)、(ハ)、(フ)、(ホ)及び(ム)、(4)のウの(カ)及び(コ)、(5)のエの(テ)並びに(8)のエの(ア)から(ウ)まで、(カ)、(ケ)、(サ)から(ソ)まで、(テ)及び(ネ)は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

(9) 複合型サービス

ア 基本方針について定める。

イ 人員に関する基準

(ア) 従業員の員数等について定める。

(イ) 管理者の設置について定める。

(ウ) 指定複合型サービス事業者の代表者について定める。

ウ 設備に関する基準

(ア) 登録定員及び利用定員について定める。

(イ) サービスの提供に必要な設備及び備品等について定める。

エ 運営に関する基準

(ア) 指定複合型サービスの基本取扱方針について定める。

(イ) 指定複合型サービスの具体的取扱方針について定める。

(ウ) 主治の医師との関係について定める。

(エ) 複合型サービス計画及び複合型サービスの報告書の作成について定める。

(オ) 緊急時等の対応について定める。

(カ) 記録の整備について定める。

(キ) 準用

(2)のエの(ア)から(オ)まで、(シ)、(セ)、(ト)、(ハ)から(ホ)まで、(ニ)及び(ム)、(4)のウの(カ)、(ケ)及び(サ)並びに(5)のエの(ア)から(エ)まで、(キ)から(ク)まで、(サ)、(シ)及び(セ)から(ト)までは、

指定複合型サービスの事業について準用する。

3 施行期日

平成25年4月1日

4 根拠法令

介護保険法

第78条の4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

② 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

(議案第 70 号)

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

(高 齢 介 護 課)

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則について定める。

(2) 介護予防認知症対応型通所介護

ア 基本方針について定める。

イ 人員及び設備に関する基準

(ア) 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護

a 従業員の員数について定める。

b 管理者の設置について定める。

c 事業の運営を行うために必要な設備及び備品等について定める。

(イ) 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護

a 従業者の員数について定める。

b 利用定員等について定める。

c 管理者の設置について定める。

ウ 運営に関する基準

- (ア) サービスの内容及び手続の説明及び同意について定める。
- (イ) サービスの提供拒否の禁止について定める。
- (ウ) サービス提供困難時の対応について定める。
- (エ) 利用申込者の受給資格等の確認について定める。
- (オ) 利用申込者の要支援認定の申請に係る援助について定める。
- (カ) 利用者の心身の状況等の把握について定める。
- (キ) 介護予防支援事業者等との連携について定める。
- (ク) 地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助について定める。
- (ケ) 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供について定める。
- (コ) 介護予防サービス計画の変更の援助について定める。
- (サ) サービスの提供の記録について定める。
- (シ) 利用料等の受領について定める。
- (ス) 保険給付の請求のための証明書の交付について定める。
- (セ) 利用者に関する市への通知について定める。
- (ソ) 緊急時等の対応について定める。
- (タ) 管理者の責務について定める。
- (チ) 運営規程を定めることについて定める。
- (ツ) 勤務体制の確保等について定める。
- (テ) 利用定員の遵守について定める。
- (ト) 非常災害対策について定める。
- (ナ) 衛生管理等について定める。
- (ニ) 運営規程の概要等の掲示について定める。
- (ヌ) 秘密保持等について定める。
- (ネ) 広告について定める。
- (ノ) 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止について定める。
- (ハ) 苦情処理について定める。
- (ヒ) 事故発生時の対応について定める。
- (フ) 会計の区分について定める。

(ハ) 地域との連携等について定める。

(ホ) 記録の整備について定める。

エ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(ア) 指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針について定める。

(イ) 指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針について定める。

(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護

ア 基本方針について定める。

イ 人員に関する基準

(ア) 従業者の員数等について定める。

(イ) 管理者の設置について定める。

(ウ) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者について定める。

ウ 設備に関する基準

(ア) 登録定員及び利用定員について定める。

(イ) 事業の運営を行うために必要な設備及び備品等について定める。

エ 運営に関する基準

(ア) 利用者の心身の状況等の把握について定める。

(イ) 介護予防サービス事業者等との連携について定める。

(ウ) 従業者が身分を証する書類を携行することについて定める。

(エ) 利用料等の受領について定める。

(オ) 利用者の身体的拘束等の禁止について定める。

(カ) 法定代理受領サービスに係る報告について定める。

(キ) 利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付について定める。

(ク) 緊急時等の対応について定める。

(ケ) 運営規程を定めることについて定める。

(コ) 利用定員の遵守について定める。

- (サ) 非常災害対策について定める。
- (シ) 協力医療機関等について定める。
- (ス) 市が行う調査への協力等について定める。
- (セ) 地域との連携等について定める。
- (ソ) 居住機能を担う併施設等への入居について定める。
- (タ) 記録の整備について定める。
- (チ) 準用

(2)のウの(ア)から(オ)まで、(サ)、(ス)、(セ)、(タ)、(ツ)及び(ナ)から(フ)までは、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

オ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

- (ア) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針について定める。
- (イ) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針について定める。
- (ウ) 利用者の介護等について定める。
- (エ) 利用者への社会生活上の便宜の提供等について定める。

(4) 介護予防認知症対応型共同生活介護

ア 基本方針について定める。

イ 人員に関する基準

- (ア) 従業員の員数について定める。
- (イ) 管理者の設置について定める。
- (ウ) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者について定める。

ウ 設備に関する基準について定める。

エ 運営に関する基準

- (ア) 利用者の入退去について定める。
- (イ) サービスの提供の記録について定める。
- (ウ) 利用料等の受領について定める。

- (エ) 利用者の身体的拘束等の禁止について定める。
- (オ) 管理者による管理について定める。
- (カ) 運営規程を定めることについて定める。
- (キ) 勤務体制の確保等について定める。
- (ク) 入居定員の遵守について定める。
- (ケ) 協力医療機関等について定める。
- (コ) 介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止について定める。
- (サ) 記録の整備について定める。
- (シ) 準用

(2)のウの(ア)、(イ)、(エ)、(オ)、(ス)、(セ)、(タ)、(ナ)から(ネ)まで及び(ハ)から(フ)まで並びに(3)のエの(ク)、(サ)、(ス)及び(セ)は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

オ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

- (ア) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針について定める。
- (イ) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針について定める。
- (ウ) 利用者の介護等について定める。
- (エ) 利用者への社会生活上の便宜の提供等について定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

4 根拠法令

介護保険法

第115条の14 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

- ② 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係

る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

(議案第 7 1 号)

廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例

(高 齢 介 護 課)

1 制定の理由

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準について定めようとするものである。

2 条例の内容

- (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定の要件について、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業を行う特別養護老人ホームの入所定員を、29人以下とする。
- (2) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の要件について、法人である者とする。

3 施行期日

平成25年4月1日

4 根拠法令

介護保険法

第78条の2 第42条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であつて市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第78条の13第1項及び第78条の14第1項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町

村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

- ④ 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。）に係る指定の申請にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号及び第12号を除く。）のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

第115条の12

- ② 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第54条の2第1項本文の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(議案第 7 2 号)

廿日市市道路の構造に関する技術的基準等を定める条例

(監 理 課)

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において道路法（以下「法」という。）の一部が改正されたことに伴い、市が管理する市道（以下「道路」という。）の構造の技術的基準及び道路標識の寸法について定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 道路の構造の技術的基準について、次のとおり定める。

ア 道路の区分（以下「区分」という。）及び道路の存する地形の状況に応じ、車線の数及び幅員について定める。

イ 車線の分離及び中央帯の設置について定めるとともに、区分に応じ、中央帯の幅員、側帯の幅員等について定める。

ウ 車線の数に応じ、副道の設置及び幅員について定める。

エ 区分に応じ、路肩の幅員について定める。

オ 区分に応じ、停車帯の設置及び幅員について定める。

カ 自転車道、自転車歩行者道及び歩道の設置及び幅員について定める。

キ 歩行者の滞留の用に供する部分の設置について定める。

ク 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員について定める。

ケ 植樹帯の設置について定める。

コ 区分に応じ、道路の設計速度について定める。

サ 車道の屈曲部の形状について定める。

シ 道路の設計速度に応じ、車道の曲線半径について定める。

ス 区分に応じ、車道等の曲線部の片勾配について定める。

- セ 車道の曲線部の拡幅について定める。
- ソ 道路の設計速度に応じ、車道の緩和区間について定める。
- タ 道路の設計速度に応じ、視距について定める。
- チ 区分及び道路の設計速度に応じ、車道の縦断勾配について定める。
- ツ 登坂車線の設置及び幅員について定める。
- テ 設計速度及び縦断曲線の形状に応じ、縦断曲線の半径及び長さについて定める。
- ト 車道等の舗装について定める。
- ナ 路面の種類に応じ、車道等の横断勾配について定める。
- ニ 道路の設計速度に応じ、合成勾配について定める。
- ヌ 排水施設の設置について定める。
- ネ 道路の平面交差又は接続について定める。
- ノ 道路の立体交差について定める。
- ハ 鉄道と平面交差する場合における道路の構造について定める。
- ヒ 待避所の設置及び構造について定める。
- フ 交通安全施設の設置について定める。
- ヘ 路肩の路面における凸部の設置及び車道における狭さく部の設置について定める。
- ホ 乗合自動車の停留所に設ける交通島について定める。
- マ 自動車駐車場等の設置について定める。
- ミ 防雪施設その他の防護施設の設置について定める。
- ム トンネルの長さ及び計画交通量等に応じ、換気設備、照明設備、通報施設等の設置について定める。
- メ 橋、高架の道路等の構造について定める。
- モ 附帯工事の特例について定める。
- ヤ 道路の交通に著しい支障がある小区間において道路を改築する場合の特例について定める。
- ユ 自転車専用道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路の構造について定める。

(2) 道路標識の寸法について定める。

3 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

4 根拠法令

道路法

第 30 条

- ③ 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

第 45 条

- ③ 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

(議案第 73 号)

廿日市市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

(監 理 課)

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について定めようとするものである。

2 条例の内容

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、次のとおり定める。

(1) 歩道等

ア 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員について定める。

イ 歩道等の舗装の構造について定める。

ウ 歩道等の縦断勾配及び横断勾配について定める。

エ 歩道等と車道等の分離について定める。

オ 歩道等の車道等に対する高さについて定める。

カ 横断歩道に接続する歩道等の部分の構造について定める。

キ 車両乗入れ部の有効幅員について定める。

(2) 立体横断施設

ア 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、立体横断施設を設ける。

イ 立体横断施設には、エレベーターを設ける。ただし、特別の理由によりやむを得ない場合には、傾斜路を設ける。

ウ 交通の状況により必要がある場合は、エスカレーターを設ける。

エ エレベーターの構造について定める。

- オ 傾斜路の構造について定める。
- カ エスカレーターの構造について定める。
- キ 通路の構造について定める。
- ク 階段の構造について定める。

(3) 乗合自動車停留所

- ア 乗合自動車停留所を設ける歩道等の車道等に対する高さについて定める。
- イ 乗合自動車停留所に、ベンチ及びその上屋を設ける基準について定める。

(4) 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

- ア 案内標識を設ける基準について定める。
- イ 視覚障害者誘導用ブロックを敷設する基準について定める。
- ウ ベンチ及びその上屋を設ける基準について定める。
- エ 照明施設を設ける基準について定める。
- オ 防雪施設を設ける基準について定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

4 根拠法令

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

第10条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道（道路法第3条第2号の一般国道をいう。以下同じ。）にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条例において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

(議案第 7 4 号)

廿日市市都市公園及び公園施設の設置の基準に関する条例

(都 市 計 画 課)

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において都市公園法の一部が改正されたことに伴い、市が設置する都市公園及び公園施設の設置基準について定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 都市公園の配置及び規模の基準について、次のとおり定める。

ア 市民 1 人当たりの敷地面積の標準は、市域内の都市公園については 10 平方メートル以上とし、市街地の都市公園については 6 平方メートル以上とする。

イ 都市公園の特質に応じて市内における分布の均衡を図る。

ウ 防火、避難等災害の防止に資するよう考慮する。

エ 街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園の敷地面積は、0.15 ヘクタールを標準とする。

オ 近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園の敷地面積は、2 ヘクタールを標準とする。

カ 徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園の敷地面積は、4 ヘクタールを標準とする。

キ 運動の用に供することを目的とする都市公園の敷地面積は、おおむね 15 ヘクタール以上とする。

ク エからキまでの都市公園以外の都市公園を設置する場合は、その設置目的に応じた機能を十分発揮することができるように配置し、その敷地面積を定める。

(2) 公園施設の建築面積の基準及びその特例について、次のとおり定める。

ア 公園施設の建築面積の敷地面積に対する割合の基準は、100分の2とする。

イ 特例が認められる場合の公園施設の建築面積に対する割合の上限について定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

4 根拠法令

都市公園法

第3条 地方公共団体が都市公園を設置する場合には、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定める基準に適合するように行うものとする。

第4条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、100分の2）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。

(議案第 7 5 号)

廿日市市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例

(都 市 計 画 課)

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準について定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 適用除外

災害等のための一時使用目的の特定公園施設の設置については、条例の規定は、適用しないことができる。

(2) 園路及び広場

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する場合には、そのうち1以上は、次の基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口

(ア) 幅は、120センチメートル以上とする。

(イ) 車止めを設ける場合は、相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とする。

(ウ) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保する。

(エ) (オ)の場合を除いて、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段差がない。

(オ) やむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）を併設する。

イ 通路

(ア) 幅は、180センチメートル以上とする。

(イ) (ウ)の場合を除いて、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がない。

(ウ) やむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設する。

(エ) 縦断勾配は、5パーセント以下とする。

(オ) 横断勾配は、1パーセント以下とする。

(カ) 路面は、滑りにくい仕上げとする。

ウ 階段（その踊り場を含む。以下同じ。）

(ア) 手すりを両側に設ける。

(イ) 手すりの端部付近に、階段の通じる場所を示す点字を貼り付ける。

(ウ) 回り階段としない。

(エ) 踏面は、滑りにくい仕上げとする。

(オ) 段鼻の突き出し等つまずきの原因となるものを設けない構造とする。

(カ) 両側に立ち上がり部分を設ける。

(キ) 傾斜路を併設する。

エ 傾斜路（階段若しくは段差に代わり、又はこれに併設する場合）

(ア) 幅は、120センチメートル以上とする。

(イ) 縦断勾配は、8パーセント以下とする。

(ウ) 横断勾配は、設けない。

(エ) 路面は、滑りにくい仕上げとする。

(オ) 高さが75センチメートルを超える場合は、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設ける。

(カ) 手すりを両側に設ける。

(キ) 両側に立ち上がり部分を設ける。

オ 転落防止設備

高齢者、障害者等が転落するおそれがある場所には、柵、視覚

障害者誘導用ブロック等を設ける。

カ 接続

(3)から(6)までの特定公園施設のうちそれぞれ1以上及びその他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められるものに接続している。

(3) 休憩所

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する場合には、そのうち1以上は、次の基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口

(ア) 幅は、120センチメートル以上とする。

(イ) (ウ)の場合を除いて、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がない。

(ウ) やむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設する。

(エ) 戸を設ける場合は、次の基準に適合している。

a 幅は、80センチメートル以上とする。

b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。

イ カウンター

カウンターを設ける場合には、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とする。

ウ 広さ

車椅子使用者の円滑な利用に適した広さとする。

エ 便所

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する場合、そのうち1以上は、(5)のイからエまでの基準に適合している。

(4) 駐車場

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する場合には、そのうち1以上は、次の基準に適合するものでなければ

ならない。

ア 車椅子使用者用駐車施設数

(ア) 全駐車台数が200台以下の場合

当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上

(イ) 全駐車台数が200台を超える場合

当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上

イ 車椅子使用者用駐車施設の基準

(ア) 幅は、350センチメートル以上とする。

(イ) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該施設である旨の表示をする。

(5) 便所

ア 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する場合には、次の基準に適合するものでなければならない。

(ア) 床の表面は、滑りにくい仕上げとする。

(イ) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下）等の小便器を設ける。

(ウ) (イ)の小便器には、手すりを設ける。

イ 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する場合には、そのうち1以上は、アの基準のほか、次の基準のいずれかに適合するものでなければならない。

(ア) 便所内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設ける。

(イ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する。

ウ イの(ア)の便房を設ける便所は、次の基準に適合しなければならない。

(ア) 出入口

a 幅は、80センチメートル以上とする。

- b c の場合を除いて、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がない。
- c やむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設する。
- d 当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設ける。
- e 戸を設ける場合は、次の基準に適合している。
 - (a) 幅は、80センチメートル以上とする。
 - (b) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。

(イ) 広さ

車椅子使用者の円滑な利用に適した広さとする。

エ イの(ア)の便房は、次の基準に適合しなければならない。

(ア) 出入口

- a 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がない。
- b 当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設ける。

(イ) 腰掛便座及び手すりを設ける。

(ウ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設ける。

オ アからエまでの基準にかかわらず、別に定める都市公園については、次の基準により、便所を設けることができる。

(ア) 床の表面は、滑りにくい仕上げとする。

(イ) 出入口は、次の基準による。

- a 高齢者、障害者等が通過する際に支障となる段差を可能な限り設けない。
- b 戸を設ける場合は、高齢者、障害者等が可能な限り容易に開閉できる構造のものとする。

カ オの便所に設ける便房のうち1以上には、腰掛便座、手すりその他の高齢者、障害者等の円滑な利用に資する設備を設ける。

(6) 水飲場及び手洗場

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する場合には、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

(7) 掲示板及び標識

ア 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する場合には、次の基準に適合するものでなければならない。

(ア) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とする。

(イ) 表示された内容が容易に識別できるものとする。

イ (2)から(6)までの特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合には、そのうち1以上は、(2)により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設ける。

3 施行期日

平成25年4月1日

4 根拠法令

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

第13条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

(議案第 76 号)

廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例

(都市計画課)

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部が改正され、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定権限が県から市に移譲されたため、その規制に関し必要な事項について定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 許可を要する行為

- ア 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転
- イ 建築物等の色彩の変更
- ウ 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- エ 水面の埋立て又は干拓
- オ 木竹の伐採
- カ 土石の類の採取
- キ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

(2) 許可を要しない行為

- ア 都市計画事業の施行として行う行為
- イ 国、都道府県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- ウ 通常の実務行為
- エ 軽易な行為等

(3) 許可の主な基準

- ア 建築物の建築

- (ア) 建築物の高さが15メートル以下であること。
- (イ) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合が40パーセント以下であること。
- (ウ) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあつては2メートル以上、その他の部分にあつては1メートル以上であること。
- (エ) 建築物の位置、形態及び意匠が周辺区域の風致と著しく不調和でないこと。
- (オ) 造成された宅地等での建築物の新築については20パーセント以上の緑地率を確保すること。

イ 工作物の建築

位置、規模、形態及び意匠が周辺区域の風致と著しく不調和でないこと。

ウ 建築物等の色彩の変更

周辺区域の風致と調和すること。

エ 土地の形質の変更

- (ア) 風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (イ) 宅地の造成で10パーセント、土地の開墾又はその他の土地の形質の変更で20パーセント以上の緑地率を確保すること。
- (ウ) 行為を行う土地及びその周辺区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (エ) 変更区域面積が1ヘクタールを超える場合は、高さ5メートルを超える^{のり}法を生ずる切土・盛土を伴わないこと。
- (オ) 変更区域面積が1ヘクタール以下で高さが5mを超える法を生ずる切土・盛土を行う場合は、適切な植栽を行うなどにより、法が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。

オ 水面の埋立て又は干拓

行為後の地貌が周辺区域と著しく不調和でないこと。

カ 木竹の伐採

建築物の建築等を行うために必要最小限度の伐採で、風致を損なうおそれが少ないこと。

キ 土石の類の採取

周辺区域の風致の維持に著しい支障を及ぼさないこと。

ク 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(4) 罰則

ア 市長が行う変更命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

イ 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(ア) 許可を受ける必要がある行為を、許可を受けずに行った場合

(イ) 許可に付された条件に違反した場合

ウ 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、5万円以下の罰金に処する。

3 施行期日

平成25年4月1日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(2) 都市計画法

第58条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。

(議案第 77 号)

廿日市市水道事業における布設工事監督者等に関する条例

(水 道 局)

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において水道法の一部が改正されたことに伴い、布設工事監督者に監督業務を行わせる水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格について定めようとするものである。

2 条例の内容

- (1) 布設工事監督者により監督業務を行わせる水道の布設工事は、次のとおりとする。

ア 水道施設の新設の工事

イ 1 日最大給水量、水源の種別等の変更に係る工事

ウ 沈殿池、ろ過池等の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

- (2) 布設工事監督者の資格

ア 大学、短期大学又は専門学校等（外国の学校を含む。）の土木工学科等を卒業し、一定期間以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

イ 10 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ウ 技術士試験の第 2 次試験の上下水道の部門に合格した者で、1 年以上水道に関する技術上の実務を有するもの

エ 簡易水道事業の用に供する水道については、アからウまでに定める実務経験年数をそれぞれ 2 分の 1 とする。

- (3) 水道技術管理者の資格

ア 布設工事監督者の資格を有する者

イ 大学、短期大学又は専門学校等（外国の学校を含む。）の土木工

学以外の課程を卒業し、一定期間以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ウ 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

エ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

オ 簡易水道事業の用に供する水道については、イ及びウに定める実務経験年数をそれぞれ2分の1とする。

3 施行期日

平成25年4月1日

4 根拠法令

水道法

第12条 水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。

② 前項の業務を行う者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

第19条

③ 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

(議案第 7.8 号)

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 提案の要旨

地方自治法の一部が改正され、議会の本会議において公聴会の開催及び参考人の招致をすることができることとなったこと並びに委員会に関する規定が整理されたことに伴い、本会議における公聴会の参加者及び参考人に実費弁償を支給することができるようにするなどの改正を行おうとするものである。

2 施行期日

公布の日。ただし、委員会に関する規定の整理に伴う改正については、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する政令で定める日

3 根拠法令

地方自治法

第 207 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、第 74 条の 3 第 3 項及び第 100 条第 1 項後段（第 287 条の 2 第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した選挙人その他の関係人、第 115 条の 2 第 2 項（第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人、第 199 条第 8 項の規定により出頭した関係人、第 251 条の 2 第 9 項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに第 115 条の 2 第 1 項（第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者の要した実費を弁償しなければならない。

(議案第79号)

廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の
清潔保持に関する条例の一部を改正する条例

(環境政策課)

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格について定めようとするものである。

2 改正の内容

技術管理者の資格

ア 技術士試験の第2次試験の化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した技術士

イ 技術士（アに該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

ウ 2年以上環境衛生指導員の職にあった者

エ 大学（短期大学を除く。オにおいて同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

オ 大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

カ 短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

キ 短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ク 高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ケ 高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

コ 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

サ アからコまでに定める者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

3 施行期日

平成25年4月1日

4 根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第21条

- ③ 第1項の技術管理者は、環境省令で定める資格（市町村が第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

(議案第 80 号)

廿日市市下水道条例の一部を改正する条例

(下水道経営課)

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において下水道法の一部が改正されたことに伴い、公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準等について定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 排水施設及び処理施設に共通する構造の基準

ア 堅固で耐久力を有する構造とする。

イ コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置を講ずる。

ウ 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずる。

エ 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずる。

オ 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手^{とう}の設置その他の規則で定める措置を講ずる。

(2) 排水施設の構造の基準

ア 排水管内径及び排水渠^{きょ}の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

イ 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずる。

ウ 暗渠^{きょ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所^{きょ}にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずる。

エ 暗渠^{きょ}である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所^{きょ}その他管渠の清掃上必要な箇所^{きょ}にあつては、マンホールを設ける。

オ ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設ける。

(3) 終末処理場の構造の基準

ア 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置を講ずる。

イ 汚泥処理施設は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずるものとする。

(4) 適用除外

ア 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

イ 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(5) 終末処理場の維持管理に関する基準

ア 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節する。

イ 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去する。

ウ (5)のア及びイのほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずるものとする。

エ 臭気^{きょ}の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持する。

オ (5)のエのほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずるものとする。

3 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

4 根拠法令

下水道法

第 7 条 公共下水道の構造は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

② 前項に規定するもののほか、公共下水道の構造は、政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

第 21 条

② 公共下水道管理者は、政令で定めるところを参酌して条例で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならない。

(議案第 81 号)

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

(建 築 指 導 課)

1 改正の理由

都市の低炭素化の促進に関する法律が制定されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画の認定事務に係る手数料の額を新たに定めようとするものである。

2 改正の内容

低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料の額を次のとおり定める。

(1) 住戸について認定を受けようとする場合の手数料の額

ア 戸建て住宅 3 万 7,000 円

(適合審査を受けた場合は、5,000 円)

イ 共同住宅等 (共同住宅、長屋その他の戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。) の申請住戸数に応じて 3 万 7,000 円から 64 万 4,000 円までの範囲内で定める額

(適合審査を受けた場合は、5,000 円から 18 万 8,000 円までの範囲内で定める額)

(2) 共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額

次のアとイの額を合算した額

ア 共同住宅等の総住戸数に応じて 3 万 7,000 円から 64 万 4,000 円までの範囲内で定める額

(適合審査を受けた場合は、5,000 円から 18 万 8,000 円までの範囲内で定める額)

イ 共用部分の面積に応じて 11 万 9,000 円から 55 万 1,000 円までの範囲内で定める額

(適合審査を受けた場合は、1 万円から 22 万 1,000 円までの範囲内で定める額)

- (3) 非住宅（居住の用に供する部分、共用部分及び工場等を除く。以下同じ。）の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額

非住宅の面積に応じて 26 万 4,000 円から 99 万 3,000 円までの範囲内で定める額

（適合審査を受けた場合は、1 万円から 22 万 1,000 円までの範囲内で定める額）

- (4) 工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものをいう。以下同じ。）の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額

工場等の面積に応じて 11 万 9,000 円から 55 万 1,000 円までの範囲内で定める額

（適合審査を受けた場合は、1 万円から 22 万 1,000 円までの範囲内で定める額）

- (5) 共同住宅等、非住宅及び工場等を有する複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額

(2)、(3)及び(4)の額のそれぞれを合算した額

- (6) 建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合は、(1)から(5)までの額に、建築基準関係規定に係る審査の手数料の額を加えた額

- (7) 構造計算適合性判定に係る審査を必要とする場合は、(1)から(6)までの額に、構造計算適合性判定に係る審査の手数料の額を加えた額

- (8) 認定を受けた計画を変更する場合の手数料の額は、当該変更部分に係る手数料の 2 分の 1 の額とする。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

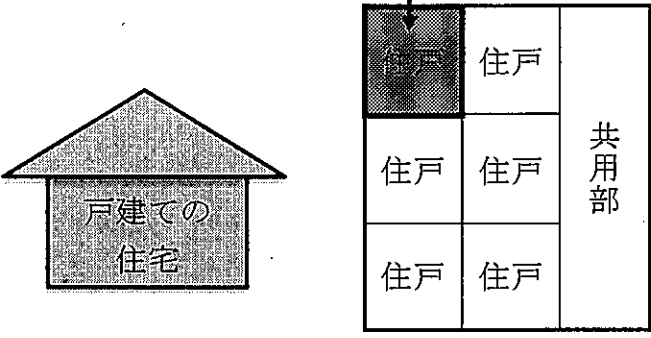
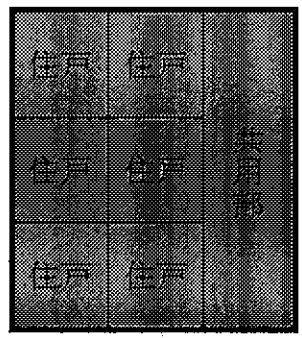
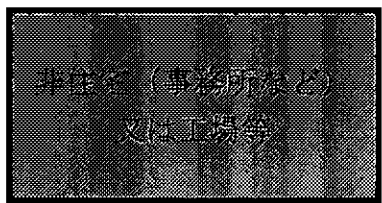
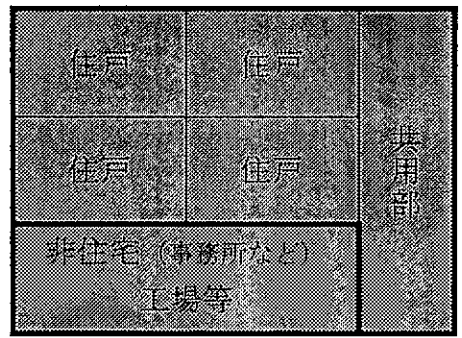
地方自治法

第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定

の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の申請区分と対象について

認定の申請区分	認定対象
(1) 住戸に係る審査の場合 ア 戸建て住宅について認定を受けるケース 手数料は、戸建て住宅の額 イ 共同住宅等の住戸について認定を受けるケース 手数料は、住戸数に応じた額	認定対象は、共同住宅等の住戸ごと  The diagram shows a row house labeled '戸建ての住宅'. To its right is a table representing a unit layout. The table has three rows and two columns of '住戸' (Units), with a third column labeled '共用部' (Common area). An arrow points to the top-left unit.
(2) 共同住宅等に係る審査の場合 共同住宅等の全体について認定を受けるケース 手数料は、次のアとイを加えた額 ア 総住戸数に応じた額 イ 共用部分の面積に応じた額	認定対象は、共同住宅等の全体  The diagram shows a multi-unit building. It features a grid of '住戸' (Units) and a vertical section labeled '共用部' (Common area).
(3) 非住宅に係る審査の場合 (4) 工場等に係る審査の場合 非住宅又は工場等の全体について認定を受けるケース 手数料は、非住宅又は工場等の面積に応じた額	認定対象は、非住宅又は工場等全体  The diagram shows a non-residential building labeled '非住宅（事務所など）又は工場等' (Non-residential (office, etc.) or factory, etc.).
(5) 共同住宅等、非住宅又は工場等の複合建築物の審査の場合 複合建築物の全体について認定を受けるケース 手数料は、次の(2)ア、イ、(3)及び(4)のそれぞれを合算した額 (2)ア 総住戸数に応じた額 イ 共用部分の面積に応じた額 (3) 非住宅の面積に応じた額 (4) 工場等の面積に応じた額	認定対象は、複合建築物全体  The diagram shows a complex building. It features a grid of '住戸' (Units), a section labeled '非住宅（事務所など）又は工場等' (Non-residential (office, etc.) or factory, etc.), and a vertical section labeled '共用部' (Common area).

(議案第 82 号)

廿日市市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

(住 宅 営 繕 課)

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、市営住宅及び共同施設の整備基準について定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 市営住宅及び共同施設の整備基準を次のとおり定める。

ア 快適で魅力ある地域社会の形成

市営住宅及び共同施設は、その周辺地域における快適で魅力ある地域社会の形成に資するように考慮して整備する。

イ 良好な居住環境の確保

市営住宅及び共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者（同居を含む。以下同じ。）及び駐車場の使用者その他の共同施設の利用者が便利で快適に居住し、又は利用できるように整備する。

ウ 費用の縮減への配慮

市営住宅及び共同施設は、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮して建設及び整備する。

エ 位置の選定

市営住宅及び共同施設の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避けるとともに、その位置は、入居者の日常生活の利便を考慮して選定する。

オ 敷地の安全等

敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地そ

その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講じ、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設ける。

カ 住棟等の基準

住棟その他の建築物は、敷地内及びその他周辺地域の良好な居住環境を確保するように考慮して配置する。

キ 住宅の基準

- (ア) 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講じる。
- (イ) 住宅には、住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講じる。
- (ウ) 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講じる。
- (エ) 住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講じる。
- (オ) 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講じる。

ク 住戸の基準

- (ア) 市営住宅の1戸の床面積の合計は、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合を除き、25平方メートル以上とする。
- (イ) 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設ける。ただし、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。
- (ウ) 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るために必要な措置を講じる。

ケ 住戸内の各部

住戸内の内部には、高齢者等が日常生活を営むことができるための措置を講じる。

コ 共用部分

市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講じる。

サ 附帯施設

敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の市営住宅の附帯施設を設ける。

シ 児童遊園

児童遊園の位置及び規模は、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとする。

ス 集会所

集会所の位置及び規模は、入居者の利便を確保した適切なものとする。

セ 広場と緑地

広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持及び向上に資するように考慮する。

ソ 通路

(ア) 敷地内の通路は、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置する。

(イ) 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な手すり又は傾斜路を設ける。

(2) 市営住宅及び共同施設の整備に関する事項を規定することに伴い、題名を廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例に改める。

(3) 題名を引用している次の条例の改正を行う。

ア 廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例

イ 廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例

ウ 廿日市市福祉住宅設置及び管理条例

エ 廿日市市市営住宅事業基金の設置、管理及び処分に関する条例

3 施行期日

平成25年4月1日

4 根拠法令

公営住宅法

第5条 公営住宅の整備は、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、行わなければならない。

② 事業主体は、公営住宅を整備するときは、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、これに併せて共同施設の整備をするように努めなければならない。

(議案第 8 5 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市地御前二丁目 8 番 3 号において施工する市営金剛寺住宅新築
工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 建築主体工事

鉄筋コンクリート造

4 階建て

延べ面積 1, 2 9 9 . 9 6 平方メートル

(2) 請負金額 2 2 8, 5 7 1, 5 6 0 円

(3) 請 負 者 廿日市市大野 4 4 4 7 番地 1 3

有田建設株式会社

代表取締役 有 田 伸 治

(4) 工 期 議決の日の翌日から

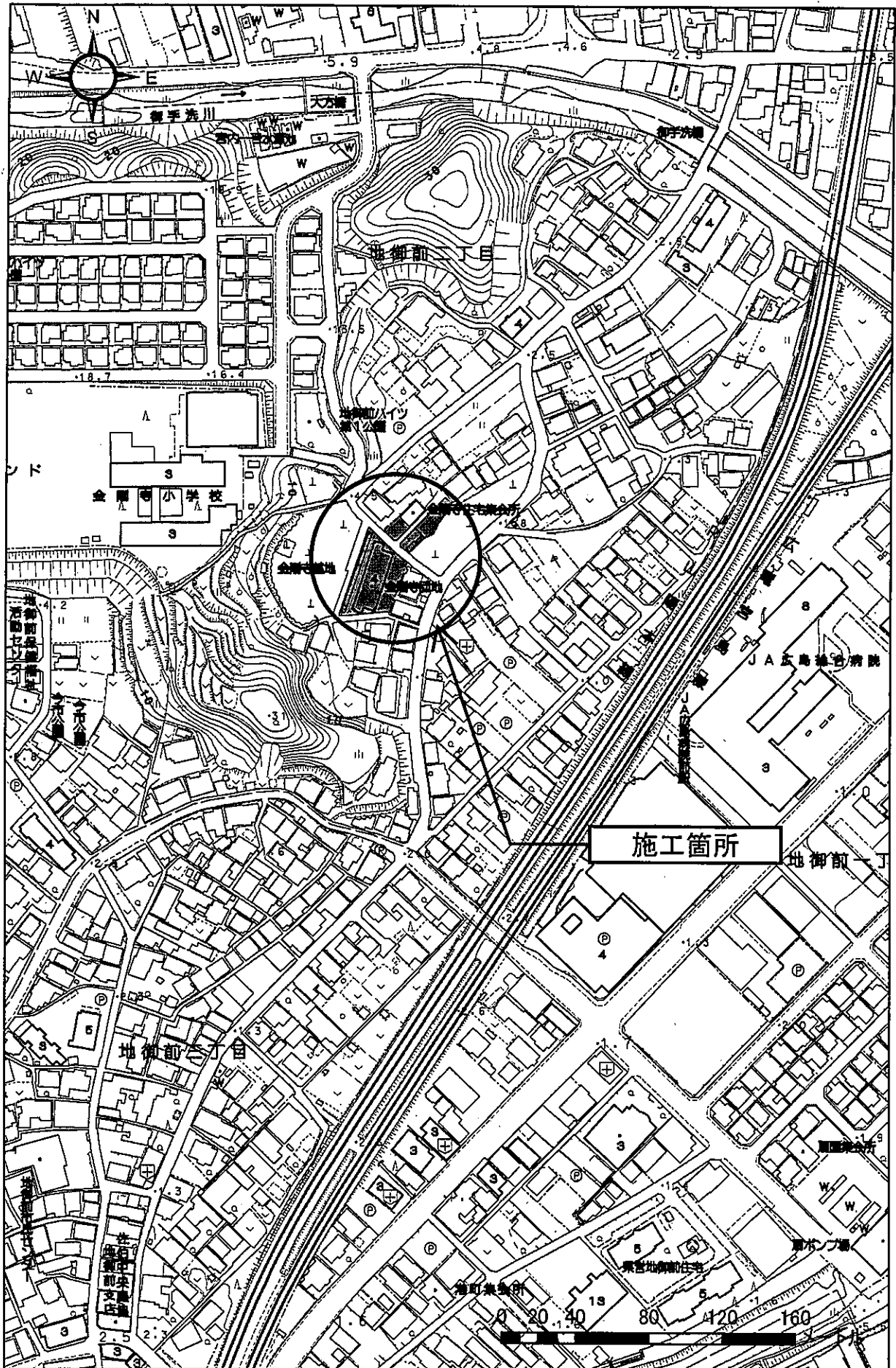
平成 2 6 年 1 月 1 5 日まで

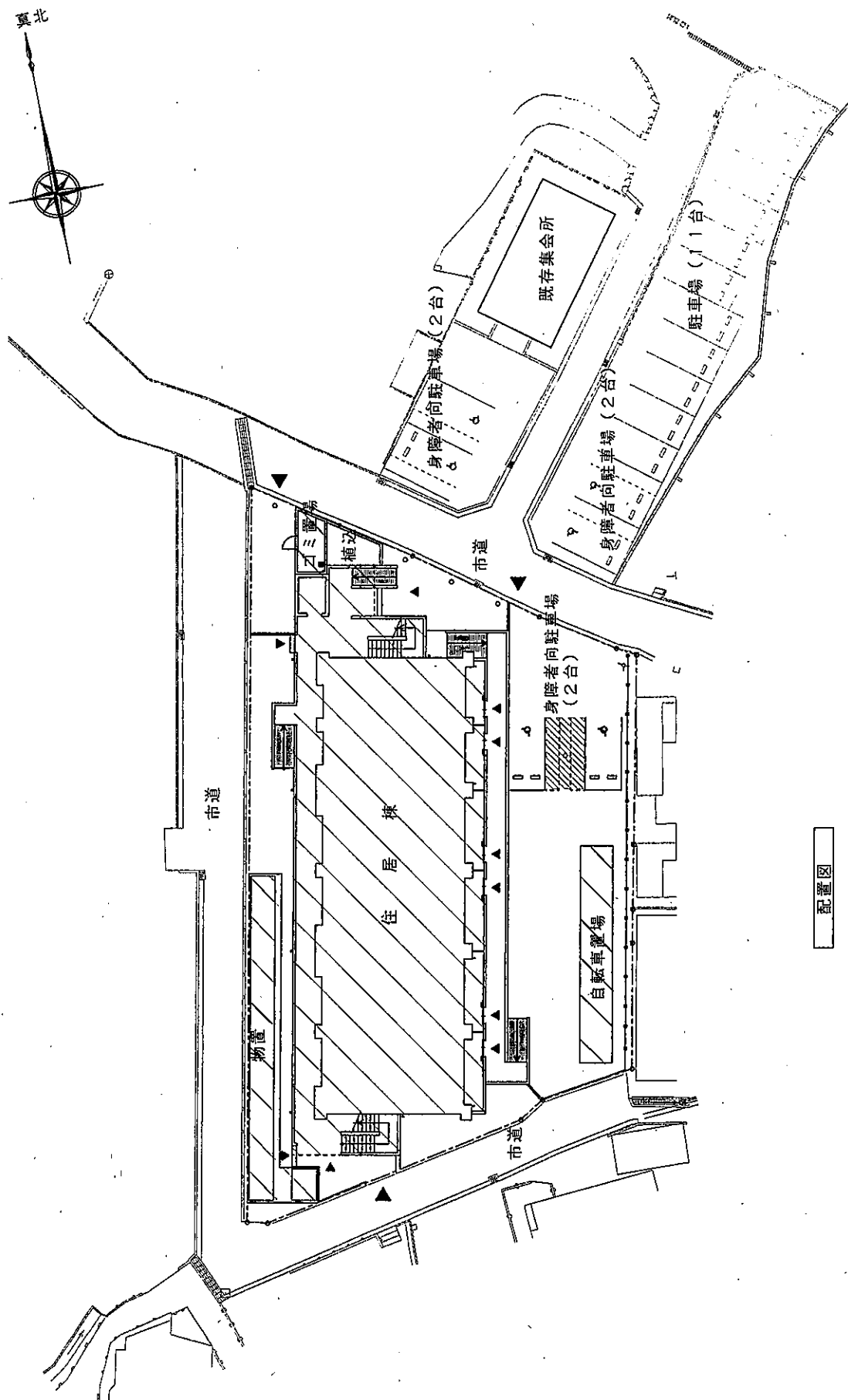
3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

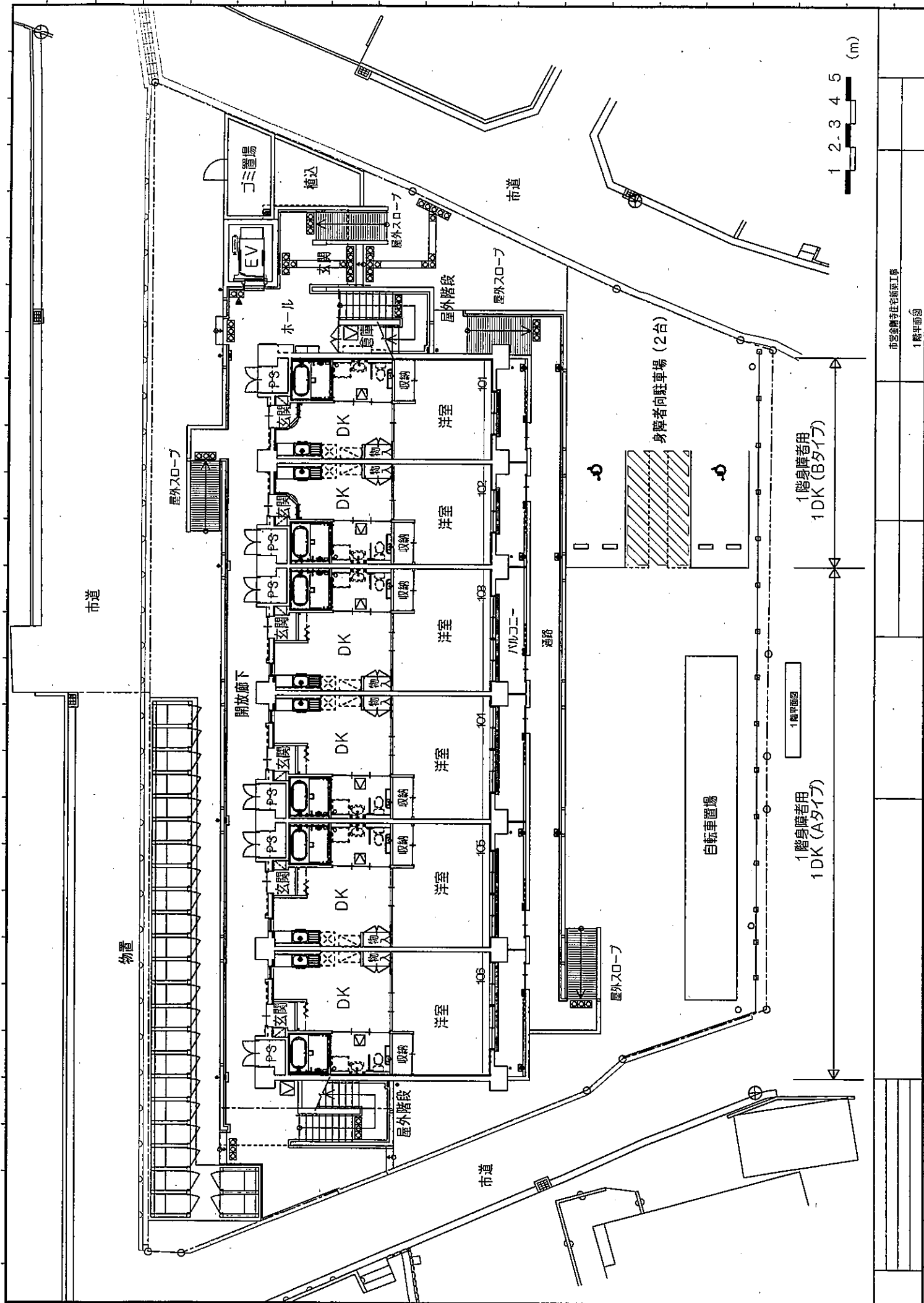
第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号
の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1
億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

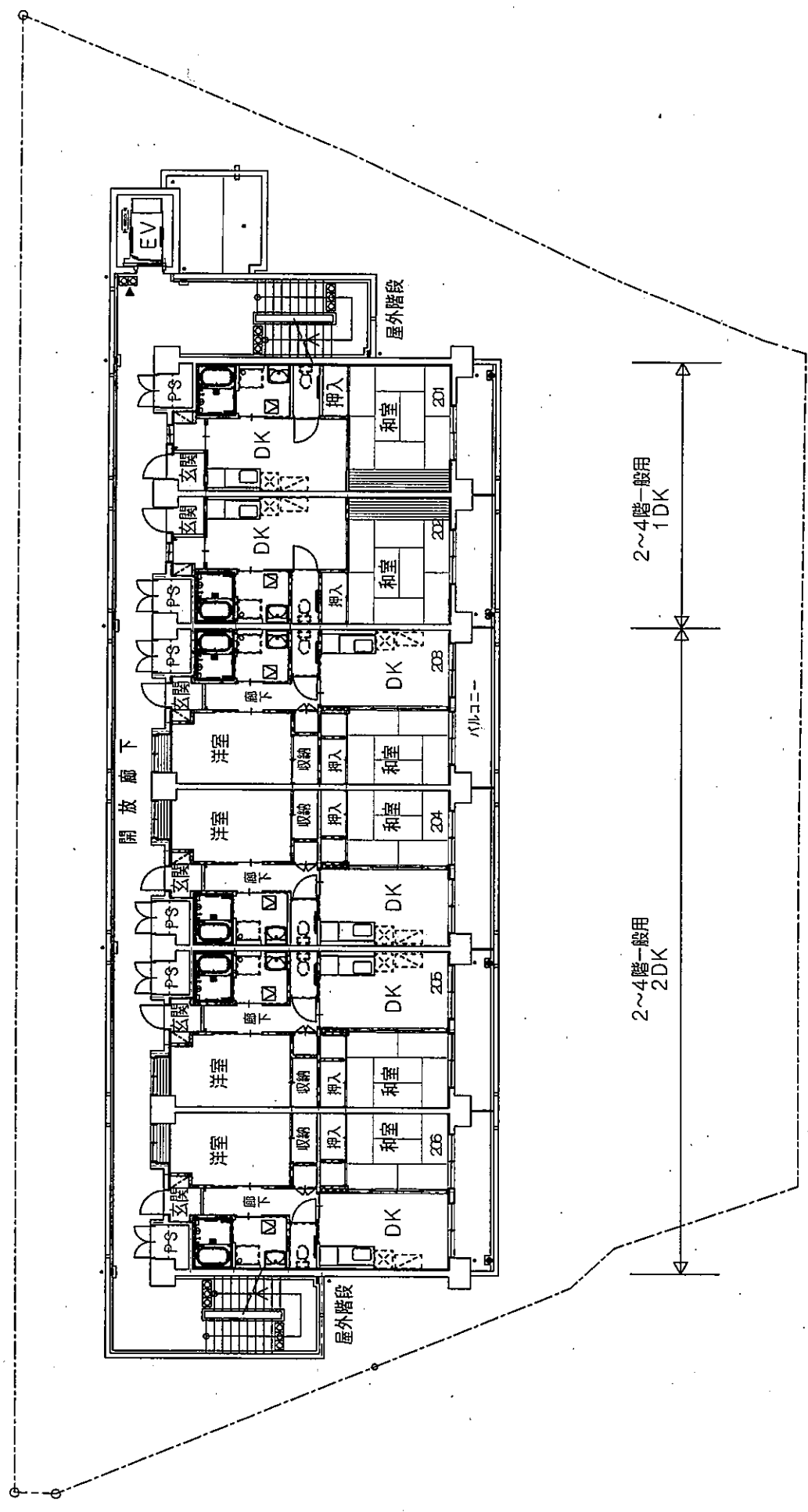
市営金剛寺住宅位置図



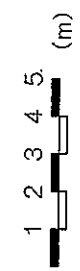


12345 (m)

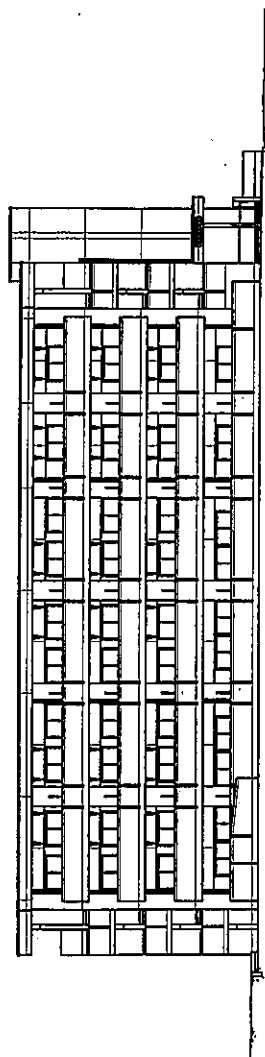




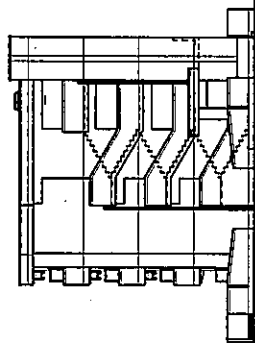
2~4階平面図



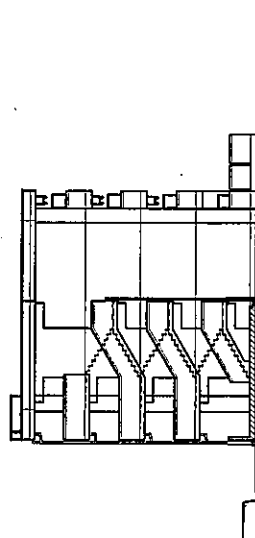
市営金剛寺住宅新築工事
2~4階平面図



東立面図

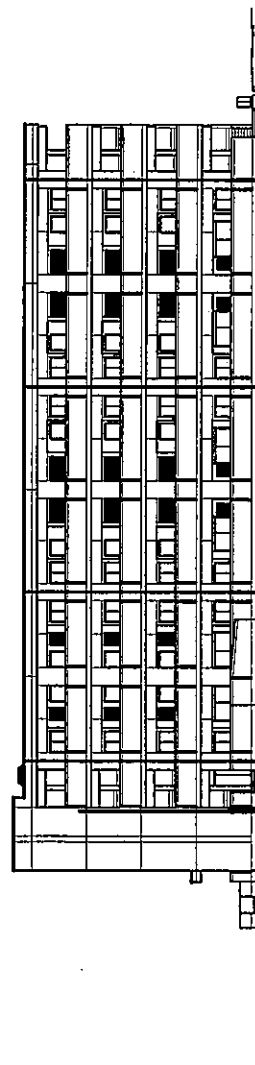


北立面図



南立面図

最高高さ=12.9 m
建物の長辺=39.5 m
建物の短辺=13.0 m



西立面図

12345 (m)

市営金剛寺住宅新築工事

立面図

(議案第 86 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市大野原四丁目 3 番 1 号及び廿日市市大野原四丁目 2 番 60 号において施工する大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校建設工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 建築主体工事

校舎棟

鉄筋コンクリート造

3 階建て

延べ面積 12,876.18 平方メートル

(2) 請負金額 1,802,850,000 円

(3) 請 負 者 戸田建設・有田建設共同企業体

代表者 広島市中区田中町 5 番 9 号

戸田建設株式会社広島支店

支店長 中 村 登美男

構成員 廿日市市大野 4447 番地 13

有田建設株式会社

代表取締役 有 田 伸 治

(4) 工 期 議決の日の翌日から

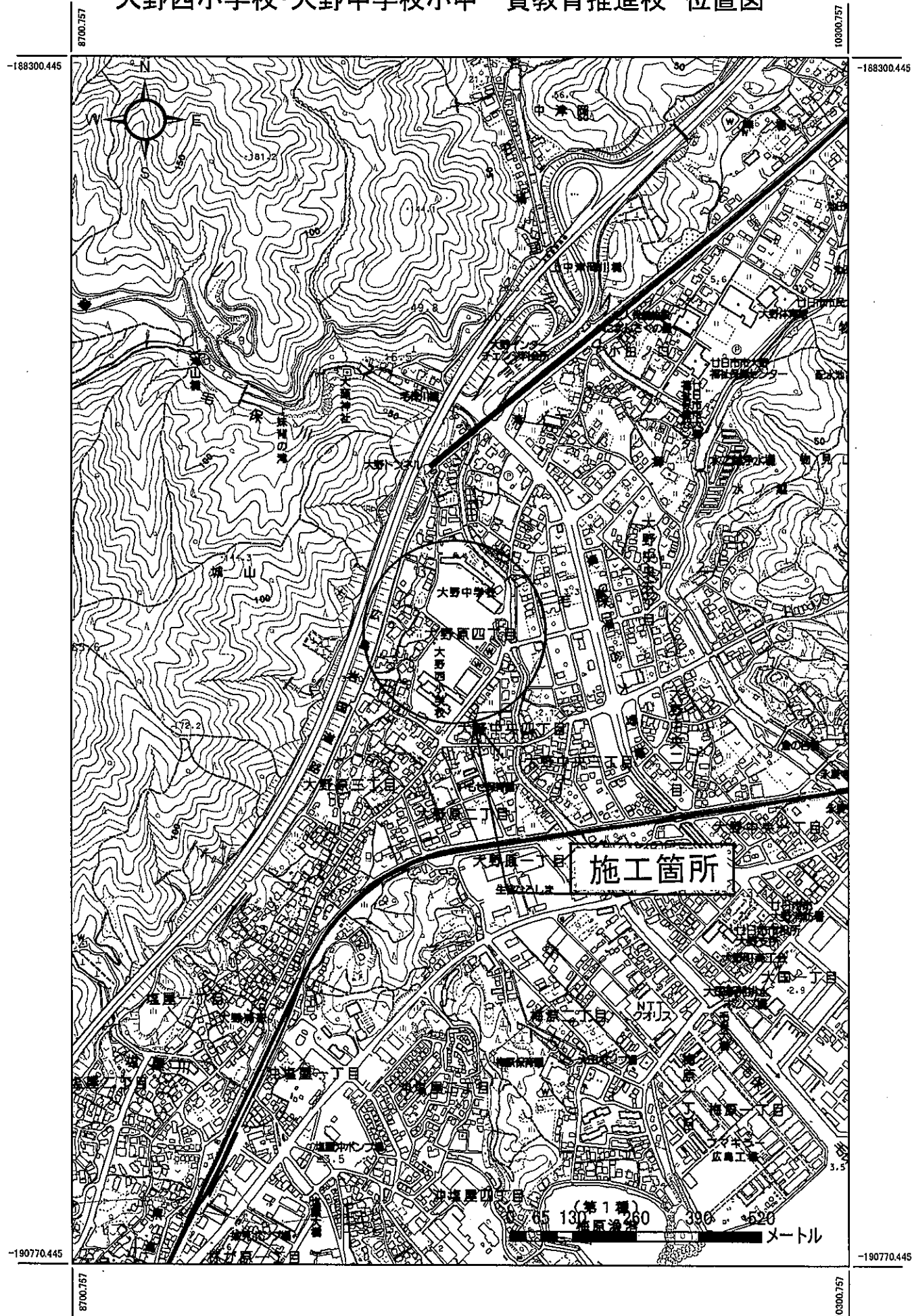
平成 26 年 6 月 30 日まで

3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校 位置図



(議案第 87 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市大野原四丁目 3 番 1 号及び廿日市市大野原四丁目 2 番 60 号において施工する大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校建設電気設備工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 電気設備工事 一式

(2) 請負金額 237,825,000 円

(3) 請 負 者 九 電 工 ・ 三 喜 産 業 共 同 企 業 体

代表者 広島市中区河原町 7 番 7-201 号

株式会社九電工中国支社

支社長 中 村 浩 三

構成員 廿日市市桜尾二丁目 2 番 52 号

三喜産業株式会社

代表取締役 渡 辺 紘

(4) 工 期 議決の日の翌日から

平成 26 年 8 月 12 日まで

3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議案第 88 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市大野原四丁目 3 番 1 号及び廿日市市大野原四丁目 2 番 60 号
において施工する大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校建設機
械設備工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 機械設備工事 一式

(2) 請負金額 181,020,000 円

(3) 請 負 者 日比谷総合設備・竹内特定建設工事共同企業体

代表者 広島市中区東白島町 14 番 15 号

日比谷総合設備株式会社広島支店

執行役員支店長 大 野 哲 弘

構成員 廿日市市梅原一丁目 4 番 39 号

株式会社竹内

代表取締役 竹 内 朗

(4) 工 期 議決の日の翌日から

平成 26 年 6 月 30 日まで

3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号
の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1
億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議案第 89 号)

市町村建設計画（廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画）
の変更について

（総 合 政 策 課）

1 変更の理由

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部が改正され、地方債を起こすことができる期間が5年延長されたことに伴い、市町村建設計画（廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画）の期間を3年延長し、引き続き当該計画に係る事業を実施しようとするものである。

2 変更の内容

- (1) 計画の期間を3年延長し、平成27（2015）年度までとする。
- (2) 財政計画の期間を3年延長し、平成27（2015）年度までとする。
- (3) その他必要な字句等の整理を行う。

3 根拠法令

市町村の合併の特例に関する法律

第5条

- ⑦ 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

(議案第 90 号)

新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

(市 民 課)

1 提案の要旨

下平良二丁目地先の公有水面が埋め立てられ、廿日市市の区域内に新たに土地が生じたので、その旨を確認し、同地の付近の町の区域を変更し、同地をこれに編入する。

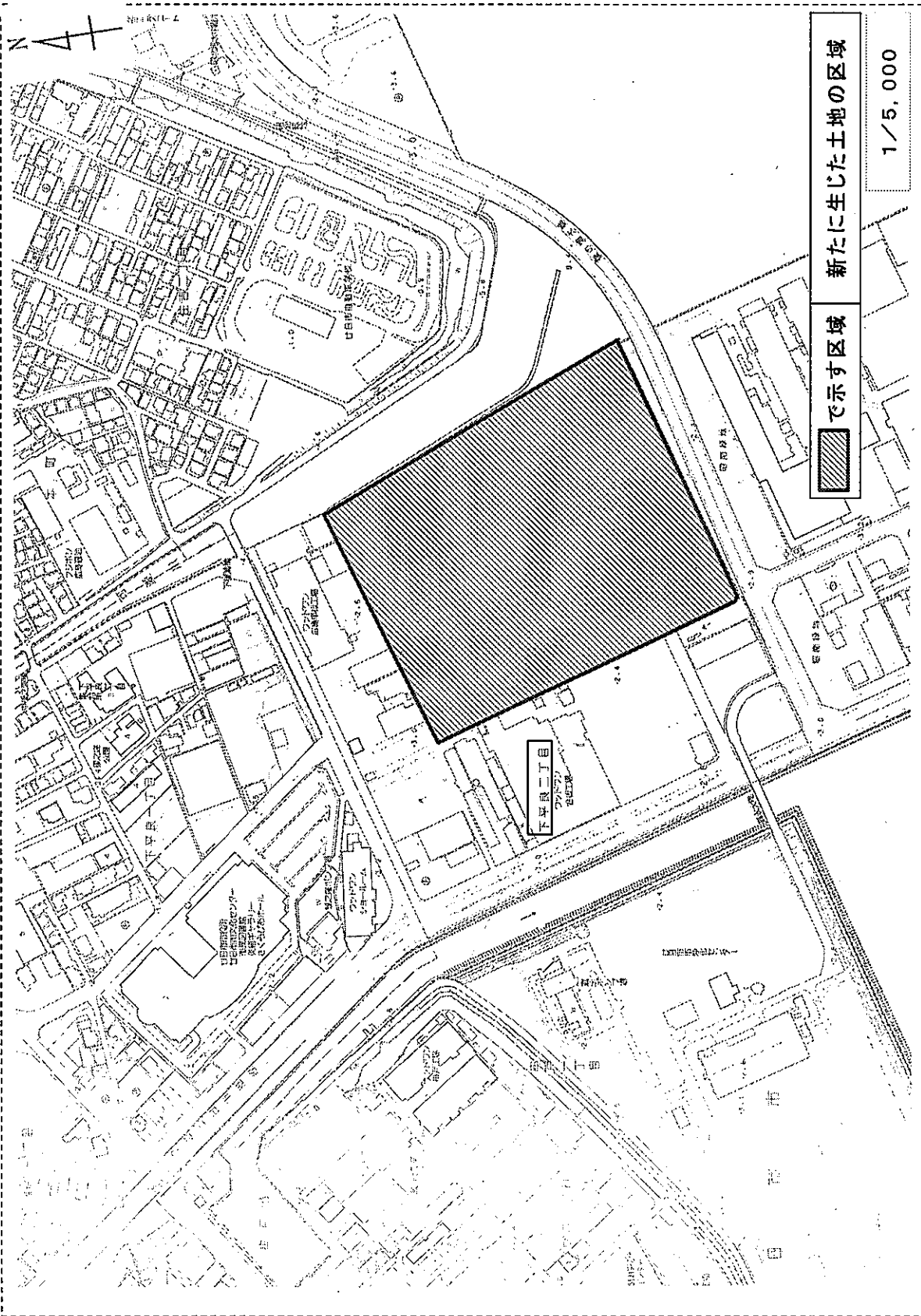
新 た に 生 じ た 土 地		編 入 す る 町
位 置	面 積	
廿日市市下平良二丁目 13 17 の 3 から 1317 の 1 4 を 経 て 木 材 港 南 1330 に 至 る 地 先	60,198.08 平方メートル	廿日市市下平良二丁目

2 根拠法令

地方自治法

第 9 条 の 5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。





(議案第 9 1 号)

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

(市 民 課)

1 提案の理由

下平良二丁目地先の埋立地について、住居表示を実施しようとするものである。

2 住居表示の内容

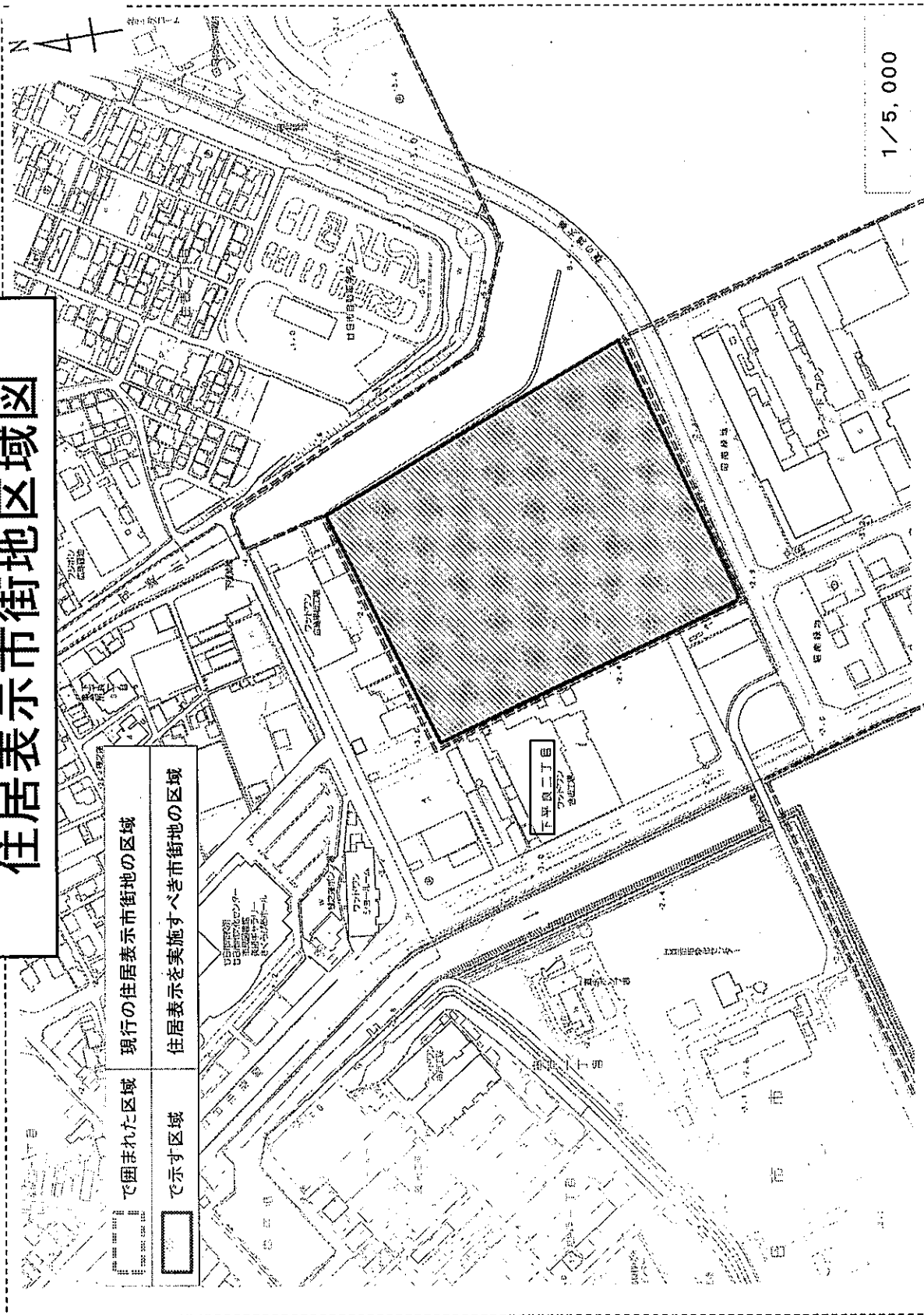
住居表示を実施すべき市街地の区域	別図の斜線で示す区域
住居表示の方法	街区方式

3 根拠法令

住居表示に関する法律

第 3 条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

住居表示市街地区域図



(議案第92号)

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 山川肖美委員及び澁谷憲和委員は、平成24年12月23日をもって任期が満了するので、その後任委員を任命しようとするものである。

(2) 後任委員

山 川 肖 美 (再任)

澁 谷 憲 和 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

大 西 利 武

山 川 肖 美

中 尾 好 美

澁 谷 憲 和

山 下 芳 樹

奥 典 道

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(諮問第2号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

(1) 井上太三郎委員及び前田幸子委員は、平成25年3月31日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

前 田 幸 子 (再任)

正 留 律 雄 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

貸 川 奈智枝

井 上 太三郎

西 本 タツ子

市 里 尚 弘

兒 玉 宣 明

原 いち代

山 中 攻 治

藤 山 節 子

前 田 幸 子

石 杜 京 子

新 居 克 己

青 木 敬 子

藤 咲 俊 昭

星 野 弥 生

宮 本 守

岡 崎 和 生

佐々木 三 郎

2 根拠法令

人権擁護委員法

第6条

- ③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

